

令和3年度公立学校共済組合兵庫支部第2回運営審議会の概要

1 日 時 令和4年3月9日(水) 16時30分～

2 場 所 ひょうご女性交流館 301会議室

3 出席委員

稲次 一彦	小野 泰司	川原 芳和	北中 睦雄
小西 宏典	中野 恭典	西田 健次郎	松浦 明日香
森戸 卓也	吉田 克也		

(以上10人：50音順敬称略)

4 議 題

令和4年度公立学校共済組合兵庫支部及び神戸宿泊所の事業計画並びに予算に関する件

5 議 事

(1) 会議の成立

会議の資格審査については、代理者を含め、委員10人全員の出席により本審議会の成立が宣言された。

(2) 支部長あいさつ

3月のお忙しい中、第2回運営審議会にご出席いただきましてありがとうございます。平素は公立学校共済組合の活動に多大なるご協力をいただいております。我々の活動が、教職員の皆様方が元気に学校現場で活躍できる下支えになっているのではないかと考えております。引き続きのご支援をよろしくお願いしたいと思います。

本日は令和4年度の事業計画および予算についてご審議を賜ることとしておりますけれども、大きな2点の課題がございます。

まず1点目は、年金制度の改正によりまして、令和4年10月から非常勤職員の方々が新たに組合員としての資格を取得されるということで、当支部でも約6,000人の方が新たに増えることになっております。なかなか多くの人数ですので、円滑に資格取得ができますように取り組むことは当然ですけれども、各種事業についても、よく検討する必要があると考えております。兵庫支部としましては、プロジェクトチームを作りまして、新たな組合員の方々をスムーズに受け入れることができるよう事業を含めて検討を進めさせていただきたいと思っております。

2点目は、やはり六甲荘でございます。新型コロナウイルス感染症の影響で、需要が思うようになっていません。また、ご承知のように宿泊というよりは、教職員の皆様の会議や宴会等でご活用いただくウエイトが高いですので、コロナの

影響でなかなか思うようにいかなく、経営が厳しい状況であります。まん延防止が3月21日まで延長になってしまいましたけれども、それが解除されて、「ひょうごを旅しようキャンペーン」の再開を切に願っているところでございます。ただそれをこまねいているだけでなく、いろんな経費の節減や経営改善にも取り組んでいるところでありますので、ご支援をいただくとともにぜひ利用できる場合には積極的なご利用を呼び掛けていただけたらと思っております。

短い時間ですけれども、今日の運営審議会、さまざまな観点からのご意見ご指導を賜るようお願いいたしまして、最初のご挨拶とさせていただきます。

(3) 議案審議

会長

それでは審議に入ります。

議案「令和4年度公立学校共済組合兵庫支部及び神戸宿泊所の事業計画並びに予算に関する件」につきまして、事務局の方、説明をお願いいたします。

(4) 事務局説明

事務長

議案説明の前に、令和4年10月からの制度改正の概要について説明させていただきたいと思っております。まだ正式な通知が来ていないため、今後本日の説明と若干異なる部分が出てくることも考えられますが、ご了承いただきたいと思います。

令和2年の年金制度改革法を受け、地方公務員等共済組合法が改正され、令和4年10月から、健康保険・厚生年金の対象者である所定勤務時間が週20時間以上の非常勤職員に公務員共済の短期給付と福祉事業が適用されることとなります。短期給付と福祉事業のみの適用ということで、従来の組合員と区分して「短期組合員」としております。

地方公務員等共済組合法の改正の資料をご覧ください。

上の欄でそれぞれの職員の「職の整理」上の10月以降の組合員区分をお示しています。青枠で囲んであるのが一般組合員、赤枠で囲んであるのが短期組合員となります。

下の欄の表をご覧ください。9月までは常勤と非常勤のうち「18日以上勤務した月が連続して12月を経過したフルタイムの会計年度任用職員」が一般組合員となっています。制度改正により、10月からは常勤のうち「臨時的任用職員」と、非常勤の職員が短期組合員になります。下の比較表では変更部分に色づけをしております。

具体的な人数等につきましては、この後の説明で報告いたします。

また、2月以内の取扱いや複数の学校勤務をされているときの取扱いについては、政省令を踏まえた上での取扱いとなるため、現時点では未定の状況となっております。

います。

制度の周知や事務手続きについては、公立学校共済組合本部からの通知をまっ
て行うこととしております。説明会の開催など、丁寧な説明や適切なタイミング
での情報提供を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

I 総括

<組合員数及び標準報酬月額等>

一般組合員数については、令和4年度当初から9月までは、一般の正規職員と
臨時的任用職員を合計した組合員数46,485人、被扶養者数35,793人、10月から
は短期組合員に移行する臨時的任用職員を減じた組合員数39,986人、被扶養者数
34,298人と見込んでいます。

短期組合員については、10月から短期組合員に移行する臨時的任用職員の組合
員数6,499人、被扶養者1,495人、また新たに短期組合員となる組合員数は6,006
人、被扶養者1,201人、10月以降の短期組合員数は12,505人、被扶養者2,696
人と見込んでいます。

なお、任意継続組合員は、組合員727人、被扶養者393人と見込んでいます。
合計人数は、9月までは組合員47,212人、被扶養者36,186人、10月以降は組合
員53,218人、被扶養者37,387人と見込んでいます。

短期掛金・負担金の対象総額は、9月までは1,149億5,352万7千円を、10月
からは短期組合員の標準報酬が加算されるため1,211億5,172万円を、対前年度
比は63億7,427万3千円の増を見込んでいます。長期掛金・負担金の対象総額は
9月までは1,131億7,300万円を、10月からは臨時的任用職員が長期適用外とな
るため、1,006億9,492万1千円を、対前年比は124億3,282万円の減を見込ん
でいます。

また、標準期末手当等については、同じく短期については9月までは365億
2,200万5千円を、10月からは375億7,305万5千円、対前年比10億6,565万5
千円の増を、長期は9月までは365億2,200万5千円、10月からは330億1,579
万5千円、対前年比34億9,160万5千円の減を見込んでおります。

<財源率>

短期給付・福祉及び介護納付金の財源率は公立学校共済組合本部において決定
されます。

長期給付については、厚生年金保険部分は厚生年金保険法に基づき、その他は
地方公務員共済組合連合会において決定されます。

令和4年度は、短期給付、介護納付金と長期給付が改定されます。

一般組合員の短期給付財源率についてです。

短期給付については、令和4年度以降、①医療給付の増加と高齢者医療制度拠

出金の増加すること、②令和4年度以降団塊世代が後期高齢者に移行することによる後期高齢者医療制度への支援金等額の増加が見込まれること、③令和4年10月の短期組合員制度で組合員数が増加するが、標準報酬の伸びが見込めないこと等の理由により、収支がマイナスになることから早期に財源率を改定することとされています。

改定の時期については、令和4年4月からでは周知等準備期間の不足が、令和5年4月からでは、収支状況の悪化が見込まれることから、令和4年10月からの改定となっています。

改定となる短期給付の財源率です。令和4年度9月までの掛金率は、42.1%で前年度と同率、負担金率については、42.18%で、0.02%引下げられます。10月からの掛金率は46.6%で4.50%の引上げ、負担金率は46.68%で4.48%の引上げとなっています。

介護納付金財源率につきましては、それぞれ0.08%引下げられます。

任意継続財源率の短期掛金は一般組合員と同様10月から9.00%の引上げ、介護掛金は4月から0.16%の引下げとなっています。

長期給付財源率につきましては、掛金率は前年度と同率、負担金率について、基礎年金拠出金、公務等給付の引上げにより、1.6104%引上げられます。

追加費用負担金率は対象者の減により引き下げとなっています。

この改定の影響は、例えば40歳以上、標準報酬月額410千円、期末手当800千円の方の場合、年間で14,158円の負担増と試算しています。

II 各経理の概要

<短期経理>

短期経理は、組合員およびその被扶養者の病気、負傷などにより被る経済的負担を補填、または軽減することを主な目的として実施する事業経費です。

収入は、掛金と負担金で、312億6,224万1千円、短期組合員の増と財源率の引上げに伴い、対前年度比20億8,695万9千円の増を見込んでいます。

支出の支部執行分は療養費・各種休業手当金等152億130万3千円で対前年比10億5,134万2千円の増を見込んでいます。

給付決定と支払は支部において行い、支払いに要する経費を除き、収入した額を本部に回送いたします。

なお、本部執行分は、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等となっています。

<長期経理>

長期給付については、退職後の組合員の安定した生活のため実施するもので、厚生年金保険給付と退職等年金給付で構成されており、収入した全額を本部へ回送しています。

収入額は724億6,562万2千円で、10月からの臨時的任用職員の短期組合員への移行に伴い、対前年比26億49万6千円の減を見込んでいます。

収入額はすべて本部に回送し、本部において年金の支払を行うとともに、剰余金は、将来の支払準備金として積み立てられています。

<業務経理>

業務経理は、組合の業務運営に要する経費で、その費用は地方公共団体に負担していただいております。

地方公共団体負担額は、組合員一人当たりの単価により措置されることとなっており、その単価は令和2年度から同額の8,210円となる見込みです。

収入額は、繰越金併せて4億3,376万2千円で、対前年度比237万2千円の減を見込んでいます。

支出は、3億8,027万2千円で、特に人件費・事務費については、10月の制度改正に伴う事務・業務量の増加に対応するため、増額しています。また、支部で執行する人件費・事務費及び当座の支払い資金以外を本部の事務に要する経費として回送します。

<保健経理>

保健事業は、組合員及び被扶養者の疾病予防、健康の保持増進、元気回復を図るための事業を実施しています。第2期データヘルス計画や保健事業検討委員会による検討を踏まえ、組合員のニーズを尊重しながら実施してきました。

収入については、本部からの回送金および県からの委託料等の計8億4,137万2千円で、対前年度比608万4千円の増を見込んでいます。

支出については、厚生事業費の247万5千円増を見込んでおります。これは近畿中央病院が実施する各種ドック等の契約単価が増になることと、インフルエンザ予防接種助成や配偶者がん検診助成など10月以降も実施される保健事業の短期組合員の利用を見込んでいます。

また人件費605万4千円の増につきましては、職員を1名採用するもので、その人件費は本部からの回送金に含まれています。

本部運用資金については、平成24年度から計画的に「メンタルヘルス相談」や「組合員の健康管理事業」で執行してきましたが、令和4年度で取崩す見込みであること踏まえ、令和4年度に「保健事業検討委員会」を設置し議論していきたいと考えております。

<貸付経理>

貸付経理は、組合員に対して、資金の必要状況に応じて、一般貸付、住宅貸付など12種類の貸付を行うものです。

貸付事業ですが、収入は償還金で令和4年度は、10,613件5億5,777万3千円を見込んでいます。支出は新規貸付で79件5億5,777万3千円を見込んでいます。新規申込みは全体的に減少傾向ですが、一般貸付は増加傾向となっています。

なお、償還金から新規貸付資金を差し引いた額を本部へ回送します。

また業務費ですが、収入は、組合員数等を基にした配分基準により算出される本部からの回送金、支出は人件費・事務費等で、収入、支出とも3,572万2千円を見込んでおります。

支配人

< 宿泊経理 >

新型コロナウイルス感染症の影響等により厳しい経営環境の中、職員一丸となってセールス活動の強化およびホスピタリティ溢れるサービス向上に努め、オリジナル企画や、組合員のニーズにあった事業の展開を図ります。

重点としまして、

- (1) 昭和32年12月に北野町の地に移転して今年で65年となります。65年となる記念の年として、イベントを通年で企画し、組合員のより一層の利用促進を図ってまいります。
- (2) コロナ禍に対応したサービスを提供します。感染症対策を講じた安心安全の会場とサービスで、会議や宴会等のセールスを行います。また、コロナ禍の自粛による宴会等の潜在需要の掘り起こしを重点的にやってまいりたいと考えております。

収入については、公立学校共済組合本部より収入予算にかかる指示がございました。平成30年度実績比で「宿泊 約70%」「会議 約50%」「宴会 約10%」「グリル(レストラン) 約70%」となっており、その指示通りの収入として、収入全体で1億9,027万円と組ませていただきました。

支出については、人件費では、令和2年度に希望退職を募り数人職員が退職しました。しかし、令和3年の「ひょうごを旅しようキャンペーン」で多くの組合員様にご利用いただいた11月12月におきまして、人員不足で十分なサービスができなかったこともあり、職員の増員を考えております。そのため人件費の増を見込んでおります。

材料費や光熱水費は利用者数に反映して増減しますが、機器・設備のメンテナンス料など減額交渉をしながら固定費の削減に取り組んでまいります。

支出全体で3億4,162万円を見積もっております。

差引については、営業損益で△1億508万円、償却前損益で△1億410万円、償却後損益で△1億5,135万円となっています。

利用人員については、六甲荘の売り上げの50%を占める宴会部門を10%で見

込んでいるため令和3年度見込みより3,200人余り少なく23,660人を見込んでおります。

(5) 質疑

委員

新型コロナウイルス感染症の影響が子供たちにも急拡大しているなか、県内でも多くの学校で学級閉鎖、学年閉鎖の措置がとられています。子供の心のケアはもちろんですが、教職員も不安を抱えながら日々過ごしています。年末の新聞では、職場でコミュニケーションがうまく図れない、相談ができないといった記事が出ていました。

そこで、教職員メンタルヘルス相談センターの活用状況、また相談実績等々で、気になることがありましたら教えていただきたい。

また、人間ドック、インフルエンザ予防接種助成をはじめ、保健事業の申し込みがオンラインでの申請となりました。端末の操作ミスなど、いろいろな要因は考えられると思うのですが、ご本人が申し込んだという意思があっても申請が漏れていたというような報告があれば教えていただきたい。

事務局

教職員メンタルヘルス相談センターの利用件数は即答できませんが、教職員のメンタルヘルスの問題については、公立学校共済組合としましてもとても大切な問題であると考えております。

相談事業の充実を図って来たわけですが、教職員メンタルヘルス相談センターにおいてはオンラインでの面談ができるようにするなど、いくつか改善をさせていただいております。

来年度以降につきましては、年に4回発行している広報誌の記事にメンタルヘルスに関する項目を新たに入れたいと考えておりまして、様々な角度から先生方のメンタルヘルスへのお手伝いができるよう考えていきたいと思っております。また何か有効な方法ありましたらご教授いただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

オンラインでの申請に伴ってミスもあったのではないかとという件につきましては、確かに、ご本人が申し込んだつもりであっても申し込みが完了していないということがありました。

このあたりについては今後もこのオンライン申請を続けていく上で、皆様方がせっかく申し込んだのに、申し込めていなかったということがないような形をとっていききたいと考えております。

事務局

オンライン申請について補足させていただきます。今回初めての先生方が多かったのですが、自分が申し込んだのかどうなのかがよくわからない方もいらっしゃいました。また今年の締め切り日が日曜日だったため、問い合わせすることができず終わってしまったというようなご意見をお聞きしました。

そのため令和4年度は月曜日を締め切り日に設定し、間際でもわからなかったら問い合わせして申し込みできるような方法で考えております。

また自分が申し込んだかどうかわからないという方には、令和4年度からは、ご自分のメールアドレスを入力すれば、「完了しました」という通知が返ってくるように申込方法も変えております。

併せて、インフルエンザ予防接種助成の入力申請なんですけれども、これも現場の方々から、1件1件入力しないといけないため、非常に不便だという声も多々お聞きしましたので、令和4年度から100人くらいまでまとめて申請できるようにシステムを更新しまして、皆様方が申し込みやすいように申込方法の変更を予定しております。

委員

私の方からは、地方公務員等共済組合法の改正がこの10月からということで、もう少し詳しく聞かせていただきたいことがございます。本部からの通知と具体的な説明がまだこれからとお聞きしましたが、現段階では、一般組合員から短期組合員へと取扱いが変更となる方、また新たに短期組合員となる方、そしてその方が所属する所属長の方、そして事務を取り扱う事務職員の方は、変更となるという認識を持っていらっしゃるのではないかと思います。

そういった中で、10月にいきなり変更となると、本当にバタバタとしてしまうのではないかと感じております。できれば制度が変わることの周知や、変わる時期だけでも早めにお知らせいただけたらありがたいと思っておりますが、何か検討されていることがございましたらお聞かせいただきたいと思います。

事務局

現場の方でとても不安に思っておられることは重々わかっており、いろいろと質疑応答等やQ&Aも本部へ上げているんですが、まだその回答が出揃っておらず、また政令の改正がまだということもあり、正確な部分をお知らせできないということがあります。

ただ、制度の概要は何らかの形で早めにお知らせしたいということと、市町教育委員会へは、わかっている段階での情報提供はすでにさせていただいていて、周知をお願いしたいということもお伝えしていますが、現場サイドまではなかなか下りていないというのが現状ではないかと思っておりますので、機会を捉えまして、私

共も周知の方法を考えていきたいと思っておりますし、スムーズに10月に制度移行ができるよう考えていきたいと思っております。

委員

保健経理、保健事業のことですが、今年度から、従来は県からの委託事業とされていた脳ドックや、被扶養配偶者のがん検診が、市町の負担金なしで同様に受けられるようになりました。しかしながら、財源の中に県の部分があり、市町からも事業主としての負担が入ってきていると思います。昨年までは、すべての市町からというわけにはいかないということがあり、支部の方から働きかけていただいて、負担いただいていたことがあったと思います。来年度は、市町の負担という部分で、新たに負担してくれるようなことがあったのか、それとも後退したのか教えていただけるでしょうか。

事務局

健診関係の市町の負担に関してですが、昨年度から今年度にかけて劇的に増えたということは無くて、ただ後退していることもなく、私共としては今後とも引き続きお願いをしていくところでございます。

委員

10月から新たに短期組合員になる、その中でも会計年度任用職員のことですが、10月までは短期組合員でもないということで、保健事業のなかで4月当初に組合員でないと申し込めない事業もあると思いますが、それは人間ドック関係だけでしょうか。またその不利益に対する配慮というようなものが考えられるのであればそれもお知らせいただきたいと思えます。

事務局

各種事業に参加できる基準は、従前より4月1日とさせていただきます。10月以降の制度改正で新たに短期組合員となる対象の方につきましては、申込期間を過ぎている各種健診等につきましては、大変申し訳ないのですが、ご参加いただけません。来年度については、10月以降にご利用いただけるインフルエンザ予防接種助成、被扶養配偶者のがん検診や六甲荘の宿泊利用補助等を利用いただけたらと考えております。

令和5年度以降の事業実施につきましては、来年度保健事業検討委員会を設けますので、その中で皆様方のニーズに合った事業を検討していきたいと考えております。

委員

保健事業についてですが、人間ドックに当たらない部分の一般健診はどういう経費が入っていて、他府県に比べて项目的に充実していますか。

事務局

一般健診というのは、事業者が実施する健診のことかと思います。基本的に健康診断は事業主が実施することになっておりまして、共済組合では人間ドックを申し込んだ人について実施させていただいています。一般健診項目については人間ドックよりは項目が少ないということもございます。

委員

申し込むためには4月に組合員である必要があるものは、宿泊ドック、1日ドック、若年者ドック、脳ドックの4つくらいでしょうか、あとは10月1日に組合員となれば利用できるということでしょうか

事務局

血液検査、骨粗しょう症検査も夏までに募集をしてしまいます。それと特定健診等につきましても、4月1日を基準にいたしますので受けていただけません。またストレスドックとメンタルヘルスセミナーも募集時期が夏になってしまいます。

一方、教職員メンタルヘルス相談センターのご活用や情報発信等についても関わっていただけますし、宿泊施設の利用も関わっていただけます。

委員

市町への負担金の働きかというのは、引き続きお願いしたいと思います。

改正後の対応の部分ですが、10月に臨時的任用職員が短期組合員になるということで、長期給付の手続きを年度途中で行わなくてはならないということが生じます。その時期というのが2学期の途中で学校行事など多忙な時期なので、もれなく円滑に接続できるよう周知や、スムーズな手続きになるような対応を検討いただきたいというのが1点です。

2点目は、年度が替わるごとに短期組合員の方は継続雇用の保証がないので、いろいろと任用が異なってくることが想定されます。その時の事務手続きの詳細がわからないので、どの程度煩雑になるのかわかりませんが、組合員本人、所属所、それから兵庫支部、それぞれの事務手続きが煩雑にならないよう、兵庫支部だけでなく全国的にも同じだと思しますので、本部への要望や、保険証のスムーズな交付ができるように、兵庫支部での検討をお願いしたいと思っています。

それから保健事業に係って、改正が10月ということなので、本部回送金は前年

度の9月時点の組合員数が基準だったと思います。そうなると実際の組合員数分の本部回送金となるのは2024年度ということになるので、それを受けて保健事業検討委員会を設置して組合員のニーズに沿った事業実施の検討をお願いしたいと思います。

事務局

ありがとうございます。承知いたしました。

現場に混乱をきたさないように、私共も頑張っていきたいと考えております。

(6) 議案の承認・審議終了

会長が「令和4年度公立学校共済組合兵庫支部及び神戸宿泊所の事業計画並びに予算に関する件」について承認を求めたところ、異議ない旨認められ、以上をもって審議は終了した。

(7) その他質問・意見

会長

財源のことで、掛金率の方が改定をされるということでありました。どうこうできる問題ではなく、法に従って、また本部の回送金の関係や、法改正で後期高齢者の給付の問題もあるというのも十分承知をしています。この間給与改定等も無く、一時金も引き下げになった中であって、給与が増えていない中で財源率だけが上がっていくというのは、なかなかきびしい現場実態を考えたら、ちょっとやるせないなという思いだけ意見として最後に言わせていただきます。